様式73別添（バルク容器）

バルク容器による供給設備の技術上の基準に関する説明書

（貯蔵能力が500kgを超え、3000kg未満のもの）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項 目 | 条 項規則19条 | 対　応　事　項 |
| バルク容　器 | 液取入バルブ |  19条１号 | イ |  □カップリング用液流出防止装置の取り付けた液取入バルブ |
| ガス取出バルブ | ロ | * ガス放出防止器又は緊急遮断弁の取り付けたガス取出バルブ
* 管の損傷防止措置
 |
| 液取出バルブ | ハ | * ガス放出防止器又は緊急遮断弁の取り付け
* 集合管等に接続しない。
 |
| 均圧バルブ | ニ |  □カップリング付き |
| 液面計 | ホ |  □液面計の設置 |
| 過充填防止装置 | ヘ |  □過充填防止装置 |
| 附属機器の保護 | ト |  □ふた付きプロテクターでの保護 |
| ガス名等の表示 | チ |  □ＬＰガスの旨及び火気厳禁の朱書き |
| 緊急連絡先の表示 | リ |  □緊急連絡先（　　　　　　　　　） |
| 腐しょく防止措置 | ヌ |  □腐しょく防止措置 |
| 転倒転落防止措置 | ル |  □スカート又はサドル等を基礎に設置 |
| 基礎 | ヲ |  □水平かつ地盤面から５cm以上 |
| 車両の接触防止措置 | ワ |  □自動車等車両が接触しない措置 |
| 安全弁の放出管 | カ |  □安全弁の放出管の設置 |
| １ｔ未満のみ | 火 気 |  | ヨ | □火気との距離 ｍ（法定：2ｍ超）□屋外設置隔壁□ 無□ 有 　　　　　　　※ 図面添付 |
| 容器の温度管理 | タ | □常に40℃以下に保つ措置 |
| バルク容　器（1ｔ以上　3ｔ未満のみ記入） | 保安距離 | 19条２号 | イ |  | 法　定 | 実　際 | 緩和の必要性 |
| 第１種 | 　 16.97　ｍ | 　　　　ｍ | 有　　無 |
| 第２種 | 　 11.31 ｍ | 　　　　ｍ |
| 保安距離緩和 | 障　壁　 □ ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ □ 鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ 　　　　□ その他（ ※ 図面添付 |
| 火 気 | ロ | □火気との距離 　 ｍ（法定：５ｍ以上）□漏えいしたガスの流動防止　 ※ 図面添付 |
| 屋根又は遮へい板 | ハ | 材料（　　　　　　　　　　　　） ※図面添付 |
| 消火設備 | ニ | 消火器（Ａ－　　，Ｂ－　　） 本 |
| 基準適合 | ホ |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| バルク容　器 | 漏えい | 19条４号 | □バルク容器は、漏えいがないものであること。 |
| 監視システム | 19条５号 | □ガス漏れ検知器を設け、漏えい情報等を常時監 　視するシステムと接続すること。 |
| 滞留しにくい構造 | 19条６号 | □バルク容器と調整器の間で液状の液化石油ガス が滞留しにくい措置を講ずること。 |
| バルク容　器 | 発生能力等 | 18条４号 |  □ 貯蔵設備は最大使用数量に対応するものであ 　 ること。 □ 気化装置及び調整器は最大消費数量に対応で 　 きる能力があること。（規格は別表） |
| 腐しょく・割れ等 | 18条５号 |  □ バルブ、集合装置、供給管、ガス栓は、使用 上支障のある腐しょく・割れ等がないもので あること。 |
| 腐しょく防止措置 | 18条６号 |  名　称 |  使用材料 |  腐しょく防止の方法 |
|  バルブ |  |  |
|  集合管 |  |  |
|  供給管 |  |  |
|  継手類 |  |  |
| 使用材料 |  18条７号う |  前表のとおり |
| 集合装置等の修理 | 18条８号の２ |  イ |  □漏えい防止措置を講ずること。 |
|  ロ |  □漏えいしていないことを確認をすること。 |
|  ハ |  □修理終了後、漏えい確認をすること。 |
| 気密試験 |  18条９号ｲﾛ | * 供給管は工事終了後に行う次の気密試験に合格すること。　　　　　　　　※記録紙添付

イ　１次側調整器と２次側の間　　0.15MPa以上ロ　イ以外　　　　　　　　　　　8.4KPa以上 |
| 漏えい試験 |  18条10号 |  □ 漏えい試験に合格するもの |
| 圧力保持 | 18条11号ｲﾛ | * 燃焼器の入口におけるLPガスの圧力を次の範囲に保持するものであること。※記録紙添付

イ　生活の用に供するもの　2.0KPa以上3.3KPa以下ロ　イ以外のもの　　　　燃焼器に適した圧力 |
| 損傷防止 | 18条12号 | □ 建物の自重、土圧により損傷のおそれのある供給管には損傷を防止する措置を講ずること。 |
| 設置場所 | 18条13号 | □ 供給管は地崩れ、山崩れ、地盤の不同沈下等のおそれのある場所又は建物の基礎面下に設置しないこと。 |
| 危険標識 | 18条14号 | * 供給管を地盤面上に設置する場合の危険標

 識 |
| 温度変化を吸収する措置 | 18条15号 | □ 供給管には、温度変化による長さの変化を吸収する措置を講ずること。 |
| 排除措置 | 18条16号 | □ 内部に液化物の滞留するおそれのある供給管には、液化物を排除することができる措置を講ずること。 |
| ガス栓 | 18条18号 | □ １つの供給設備により２以上の消費設備に供給する場合は、ガスメーターの入り口側の供給管にガス栓を設けること。 |
| 気化装置 | 18条19号 |  イ |  □ 腐しょく、割れ等がないもの |  ※ 図 面 添 付 |
|  ロ |  □ 2.6MPaの耐圧試験に合格するもの |
|  ハ |  □ 加熱方式（ ） |
|  ニ |  □ 液状のガス流出防止措置のあるもの |
|  ホ |  □ 凍結防止措置のあるもの |
| 調整器(２次側 有・無) |  18条 20号 |  イ |  □ 腐しょく、割れ等がなく使用する液化石油ガスに適合 スの規格に適合したものであること。 |
|  ロ |  使用箇所 |  耐圧試験圧力 |  気密試験圧力 |
|  １次側 |  □ 2.6MPa |  □ 1.56MPa |
|  ２次側 |  □ 0.8MPa |  □ 0.15MPa |
| バルク容　器 | 調整器(２次側 有・無) | 18条 20号 |  ハ |  □ 調整圧力 　 　　　KPa ～ 　　　KPa（法定：2.3KPa以上、3.3KPa以下）□ 閉そく圧力　 　　　KPa （法定：3.5KPa以下） |
| 緊急遮断装置 |  18条21号 |  □ 供給管と接続した貯蔵施設ごとに、これに近 　 接して緊急遮断装置を設置すること。 　　※図面添付 |
| 体積販売の設置方法 | 18条22号 | イ | □流量遮断機能付ガスメーター設置 　　　 どちらか |
| ロ | □ ガス漏れ警報器（ガス遮断連動） 　　でよい |
| ハ | □ 耐震遮断器 |
| 供給管耐圧試験 |  高圧側 | 19条８号 | イロ |  □ 2.6MPa以上であるもの |
|  中圧側 | ロ |  □ 0.8MPa以上であるもの |

特定液化石油ガス設備工事に該当する場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施工後の表示 | 法38の11 | □　有り　　□　無し |
| 表示の方法 | 規則116条 | 貼付場所　　供給管、配管、その他（　　　　　）□　表示板サイズは規則様式59のとおり |
| 表示の内容 | 規則117条 | □　特定液化石油ガス設備工事事業者の氏名又は名称□　施工年月日又は工事番号□　連絡先 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  | 設備の種類 | 規 格 等 |
| バルク容　器 | 貯蔵設備 |  公称貯蔵量（ ）ﾄﾝ 設計圧力（ ）MPa 内容積 （ ）㎥ 製造番号（ ） ※図面添付 |
| 気化器 |  型式（ ） 処理能力（ ）Kg／H 製造番号（ ） 製造年月（ ）年（ ）月 |
|  | 調整器 | 区分 | １次側 | ２次側 |
| 型式 |  |  |
|  処理能力 |  Kg／H |  Kg／H |
|  製造年月 |  年 月 |  年 月 |

（記載要領）

 １．該当しない欄は抹消すること。

 ２．対応事項は、必要によって別紙に説明書を添付すること。

 ３．該当する□には✔を付し、（ ）には数値又は説明を記入すること。